

平成 2 1 年

赤平市議会第 2 回臨時会会議録（第 1 日）

7 月 2 9 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午後 3 時 3 8 分 閉 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 2 4 7 号 赤平市特別職の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 4 8 号 赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 2 4 9 号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第 2 5 0 号 平成 2 1 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 8 報告第 3 3 号 専決処分の報告について
- 追加日程第 1 議案第 2 4 7 号 赤平市特別職の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についての委員長報告

- 日程第 6 議案第 2 4 9 号 財産の取得について
- 日程第 7 議案第 2 5 0 号 平成 2 1 年度赤平市一般会計補正予算
- 日程第 8 報告第 3 3 号 専決処分の報告について
- 追加日程第 1 議案第 2 4 7 号 赤平市特別職の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についての委員長報告

○出席議員 1 0 名

- 1 番 五十嵐 美 知 君
- 2 番 若 山 武 信 君
- 3 番 谷田部 芳 征 君
- 4 番 宍 戸 忠 君
- 5 番 林 喜代子 君
- 6 番 北 市 勲 君
- 7 番 太 田 常 美 君
- 8 番 植 村 真 美 君
- 9 番 鎌 田 恒 彰 君
- 1 0 番 獅 畑 輝 明 君

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 2 4 7 号 赤平市特別職の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 4 8 号 赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正について

○欠席議員 0 名

○説 明 員

- 市 長 高 尾 弘 明 君
- 教育委員会委員長 田 口 敏 弘 君
- 監 査 委 員 小 椋 克 己 君
- 選挙管理委員会委員長 壽 崎 光 吉 君

農業委員会会長	野村 繁 君
副市長	浅水 忠男 君
理事	三上 和巳 君
総務課長	町田 秀一 君
企画財政課長	伊藤 寿雄 君
税務課長	吉村 春義 君
市民生活課長	栗山 滋之 君
社会福祉課長	伊藤 嘉悦 君
介護健康推進課長	斉藤 幸英 君
産業課長	菊島 美時 君
建設課長	熊谷 敦 君
上下水道課長	横岡 孝一 君
会計管理者	下村 信磁 君
消防長	中村 高庸 君
市立赤平総合病院 事務長	實吉 俊介 君
教育委員会 教育長	渡邊 敏雄 君
” 教育課長	相原 弘幸 君
監査事務局長	保田 隆二 君
選挙管理委員会 事務局長	町田 秀一 君
農業委員会 事務局長	菊島 美時 君

○本会議事務従事者

議会事務局長	大橋 一 君
” 総務議事 担当主幹	野呂 律子 君
” 総務議事 係長	渡邊 敏一 君

(午前10時00分 開 会)

○議長(獅畑輝明君) これより、平成21年赤平市議会第2回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において、7番太田常美君、8番植村真美さんを指名いたします。

○議長(獅畑輝明君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長(獅畑輝明君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(大橋一君) 報告いたします。

諸般報告第1号でございますが、市長から送付を受けた事件は5件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況ですが、本日は全員出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長(獅畑輝明君) 日程第4 議案第247号赤平市特別職の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。高尾市長。

○市長(高尾弘明君) [登壇] 議案第247号赤平市特別職の給与に関する条例の特例に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

このたびの当市職員による団体会計運営費の不正使用につきましては、今後のまちづくりに向け、行政と市民が協働し、財政再建に一丸となって取り組んでいるさなかでの不祥事であり、行政と市民の信頼関係を損なう極めて遺憾なことであります。改めて、市議会並びに市民の皆様深くおわびを申し上げる次第であります。常に職員は市民全体の奉仕者として誠実に職務を遂行しなければならず、あってはならないことであり、弁明の余地のないものであります。今後におきましては、チェック体制の確立はもちろん、再発の防止と市民の皆様への信頼回復に全力を注いでまいりたいと存じます。赤平市職員の懲戒の方法及び効果に関する委員会の審議を経まして、本人につきましては懲戒免職処分を、関係職員につきましては懲戒処分及び嚴重注意処分をそれぞれ7月3日付で行ったところでありますが、このたびの事態に対する理事者としての責任について明らかにするため、本議案を提案するものであります。

以下、議案の内容につきまして申し上げます。議案第247号。

赤平市特別職の給与に関する条例の特例に関する条例。

第1条、この条例は、赤平市特別職の職員の給料に関し、特例を定めるものであります。

第2条、次の表の左欄に掲げる特別職の職員の平成21年8月分及び9月分の給料の額は、赤平市特別職の給与に関する条例附則第2項の規定にかかわらず、当該右欄に定める額といたします。

給料の額は市長、副市長それぞれ記載のとおりであります。赤平市特別職の給与に関する条例の附則第2項で定められた額より市長については10%、副市長については8%をそれぞれ2カ月分減額するものであります。

次に、附則でございますが、第1項は、この条例

は、平成21年8月1日から施行するものでございます。

第2項は、この条例は、平成21年9月30日限り、その効力を失うこととしたものであります。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸議員。

○4番（宍戸忠君） ただいま市長から大変厳しい内容の報告がございました。今日まちづくり、市民と行政と三位一体で進めているこの時期に、今度の事件は今後絶対にあってはならないとしてするのであります。資料によると、28団体の事務局の会計の取り扱いの改善策の確立、これ万全を期することが必要でないかと思いますが、これをどのように解決する方策を考えているのかちょっとお聞きしたいと思っております。

それから、私どもの提案ですが、各事務局の会計扱いについて団体の会長や事務局長など随時チェックすると、再教育もする、こういうことが大事だと思います。2つ目には、会計担当は適当な時期に短期間で交代するなど方策は考えてはいないかと思いますが、お考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（獅畑輝明君） 浅水副市長。

○副市長（浅水忠男君） ただいまのご質問は、各団体の事務の改善策ということでご質問ありました。ただいま市長が提案いたしましたとおり大変財政危機の中議会並びに市民の皆さんにご理解、ご支援をいただきまして、財政再建に向かっているさなかであります。このような不祥事件を起こしましたことに改めておわびを申し上げたいと存じます。今後は、信頼される行政遂行のため、課せられました任務、使命の達成のために全力を挙げ、取り組んでまいりたいと存じます。

現在市が事務局となり、金銭を取り扱っている各種団体につきましては今ご指摘の28団体でございますが、今後の団体会計処理につきましては、1つといたしまして、着服を避けるため通帳を担当職員、

そして印鑑を担当課長が管理するなど金銭管理を一層徹底してまいります。また、キャッシュカードにつきましては、これは廃止をいたしてまいります。このキャッシュカードにつきましては、他の会計については今までは使用しておりません。2つ目といたしましては、金銭の取り扱い事務につきましては1人の職員に集中させない体制を今後はとってまいります。3つ目といたしまして、多額な現金を日常的に手持ちしておくなど、これは絶対しないよう徹底してまいりたいと存じます。4つ目といたしましては、現金を引き出す際は急ぎの場合であっても必ず上司の決裁をもらうことと、こういうこととさせていただきたいと思っております。5つ目といたしましては、定期的に通帳と通帳の残高を確認し、半年ごとに総務課長の点検を受けることと、こういたしまして、チェック機能をさらに強化してまいりたいというふうに思います。

以上、防止対策としてご説明を申し上げましたが、あわせて各団体の会計処理をできるだけ各団体にお返しできないかも含めまして、今後団体と協議してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（獅畑輝明君） 宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） ただいまの説明わかりました。本当に万全を期してやっていただきたいと思っております。今説明の中で半年に1回とありますけれども、これ随時チェックするという構えが必要ではないかと。過去の例から見ても、これからの問題見ても、そここのところが大事だなと。半年1回だとすると、これはやっぱりそこに緩みがあったりするのではないかなと思うのです。そここのところをそういうことも含めて、これから検討していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第247号につ

いては、総務文教常任委員会に付託いたします。
暫時休憩いたします。

(午前10時10分 休憩)

(午後 2時40分 再開)

○議長(獅畑輝明君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(獅畑輝明君) お諮りいたします。

ただいま総務文教常任委員会、五十嵐委員長から議案第247号赤平市特別職の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についての審査報告書が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第247号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

○議長(獅畑輝明君) 追加日程第1 議案第247号赤平市特別職の給与に関する条例の特例に関する条例の制定についての委員長報告を議題といたします。

本案に関する委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、五十嵐美知さん。

○総務文教常任委員長(五十嵐美知君) [登壇]
審査報告を申し上げます。

先ほど総務文教常任委員会に付託されました議案第247号赤平市特別職の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について、多数意見者の署名を付して報告いたします。

審査の経過、平成21年7月29日、委員会を招集し、理事者から詳細なる内容の説明を受け、慎重に審査を行いました。

委員会の決定は、賛成多数をもって原案可決と決定した次第であります。

次に、委員会の意見を申し上げます。平成17年3

月の市立赤平総合病院における職員による時間外勤務手当の不正受給という不祥事発覚を機に再発防止策がとられ、議会からも厳しい意見が述べられましたが、このときの教訓が生かされず、このたび職員による団体会計運営費の不正使用という事件が起きたことは極めて遺憾であります。このようなことは、まじめに職務に取り組んでいる職員のやる気をそぐ原因にもなりかねない。また、真相については、内部調査で判明した使途不明金が現時点では解明されていない状況にあります。よって、市長は綱紀粛正、管理体制の強化、公務員倫理のより一層の徹底を図ることはもちろんのこと、徹底的な事件の真相解明を行うとともに、抜本的な防止策を講じ、市民の信頼を回復するための格段の努力をするよう強く望むものであります。

以上で総務文教常任委員会における審査の報告を終わります。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○議長(獅畑輝明君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(獅畑輝明君) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。北市勲君。

○6番(北市勲君) [登壇] 議案第247号赤平市特別職の給与に関する条例の特例に関する条例について、委員長報告に対して反対討論いたします。

今回の職員による公金の不正使用事件は、正直に公務に取り組んでおられる多くの職員がいる中であって、まことに残念のきわみであります。赤平市の財政が大変厳しい状況の中で、多くの市民から税金、利用料、使用料など多くの協力を得て、まさに財政再建団体が回避できる、この途中で、このような事件はあってはならない不祥事でもあります。今回の理事者の監督不行き届きによる責任の明確化としての処分は当然であります。しかし総額251万9,807円のうち不明金として38万9,658円があります。さ

らに、本日新たに不明金が発生しております。市民の血税が不正に使われたこと、この事実解明は道半ばであります。市民の目線に立ち、今急がなければならぬのは事実解明であり、その次に理事者の処分であると思います。真相が明らかになってから理事者の処分を決定すべきであると思っております。

以上、討論といたします。

○議長（獅畑輝明君） 若山武信君。

○2番（若山武信君）〔登壇〕 私は、議案第247号赤平市特別職の給与に関する条例の特例に関する条例の制定について、原案に賛成の立場からの討論を行います。

今次提案は、職員の準公金着服による不祥事に対する特別職職員の平成21年8月分及び9月分の給料を市長は10%、副市長は8%を減額する旨の内容であります。このたびの不祥事は、財政健全化を目指している本市にとって、また市民にとって大変遺憾であり、残念な出来事でありました。

ただいま前者より使途不明金の内訳が定まらないのに処分を決めるのはおかしい旨の反対討論がありました。私は委員会での市長答弁にありますように、1、対象者は1人で、これ以上はふえないと、いわゆる外部からは考えられないということがございます。2つ目には、39万円の使途不明金は、本人がすべてを覚えていないが、しかし自分が使ったかもしれないことは認めているということなので、若干の金額の変動は今後の調査の中で明らかになると考えております。

私が原案に賛成する理由は、1つとしては当該者はもちろんのこと、関係職員は皆7月3日に処分を受けていること、2つ目にはもう既に再発防止策がつくられて、公表されていること、3つ目には特別職の処分は議会にかけなければならず、今次の臨時議会まで処分が延びたと判断しているからであります。このたびは不祥事に対する処分であり、金額の使途不明については別のことと考えるべきで、解明に時間がかかることも含めると、議会としては総務文教常任委員会、社会経済常任委員会による連合審

査会にての議論を急ぎ、理事者側に早期解決と、より一層の管理体制の強化を図るよう申し入れるべきと考えます。

以上、私の意見を申し上げ、議案第247号赤平市特別職の給与に関する条例の特例に関する条例の制定については賛成といたしますので、各議員皆様のご賛同よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（獅畑輝明君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

（五十嵐議員「議長。」と言う）

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君）……………、……………
……………、……………
……………、……………。

○議長（獅畑輝明君） 暫時休憩いたします。

（午後 2時50分 休憩）

（午後 3時05分 再開）

○議長（獅畑輝明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。五十嵐議員から7月29日の本会議における先ほどの発言について、会議規則第62条の規定により、取り消したいとの申し出がありました。取り消しの申し出を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

五十嵐議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

これより、議案第247号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（獅畑輝明君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長報告どおり決定いたしました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第5 議案第248号赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第248号赤平市高齢者福祉研修施設設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

高齢者の心身の健康と福祉の増進を図るため、本条例におきまして赤平市寿の家茂尻栄町老人クラブなど10の施設を定めておりますが、このたび茂尻中央町老人クラブが使用しております赤平市寿の家茂尻老人クラブにつきましては、建物の老朽化等に伴いまして、本施設の近くにごございます市営住宅を改修し、移転することとなりましたことから、条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、別紙参考資料の対照表によりご説明申し上げます。

別表第1の改正でございしますが、赤平市寿の家茂尻老人クラブの位置につきまして、赤平市茂尻中央町北2丁目1番地から赤平市茂尻中央町北2丁目9番地に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。宍戸忠君。

○4番（宍戸忠君） ただいま説明がありました。この件で地元から若干の意見がありましたので、お伺いしたいと思います。

この地域の老人クラブの総会があって、この問題の解決のほうに論議をしたというふう聞いています。その中でいろいろと異論がありまして、それらが全部円満に解決したのかどうかと、その辺のと

ころひとつこれは解明していただきたいと思います。

○議長（獅畑輝明君） 斉藤介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま議員からお話がありましたとおり、やはり地域の中においては事前の説明が不十分ということがあったということも事実でありまして、100%賛成というのはなかなか難しいと思います。ただ、その中でいろいろと協議を、相談をさせていただいた中で、この状態であれば何とか100%賛成はなくても了承できるというようなことのお話はさせていただいておりますので、私としてはその辺については何とか解決できたのではないかと、そのように考えております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第248号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第248号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第248号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第6 議案第249号財産の取得についてを議題といたします。

なお、本案については、地方自治法第117条の規定により、植村真美さんの退席を求めます。

（植村議員退席）

○議長（獅畑輝明君） 本案に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第249号財産の取得につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

現在使用しております除雪グレーダは、路面整正が主な作業となっており、安全な冬道の確保のため平成7年度に購入したものでございますが、老朽化も進み、修理に係る費用が増大しており、修理回数の増加や修理期間の長期化は作業に支障を来しますことから、今般更新するものでございます。

新たに購入する除雪グレーダにつきましては、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律による基準に適合するものを購入するものでございまして、契約の方法につきましては市内業者5社を指名し、7月2日に入札を執行したところでございますが、予定価格が2,000万以上でありますことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案第249号財産の取得について。

下記のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、取得財産、除雪グレーダ
3.7メートル級。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、2,835万円。

4、契約の相手方、赤平市東文京町1丁目1番地、植村建設株式会社代表取締役社長、植村正志。

なお、仕様の概要につきましては別紙参考資料に記載しているところでございまして、納期は平成21年11月10日と定めたところでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第249号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第249号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第249号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第7 議案第250号平成21年度赤平市一般会計補正予算を議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。伊藤企画財政課長。

○企画財政課長（伊藤寿雄君）〔登壇〕 議案第250号平成21年度赤平市一般会計補正予算（第3号）につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

平成21年度赤平市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,974万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億3,735万8,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

次に、事項別明細書によりご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。歳入につきましてはいずれも歳出と関連がございますので、簡潔にご説明させていただき、詳しい内容につきましては歳出でご説明申し上げます。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目2土木費国庫補助金、節3地域住宅交付金の5,414万4,000円の増額につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金を見込む追加事業の補正に伴う増額であります。

同じく目5衛生費国庫補助金、節1疾病予防対策事業費等補助金の235万円の増額につきましては、国の補正予算関連となる経済危機対策における子育て支援の一環として女性特有のがん検診に対する補助金であります。

款14道支出金、項2道補助金、目3労働費道補助金、これの224万9,000円の増額につきましては、緊急雇用創出事業として国から道に対する45億円の追加配分が行われ、これをもとに道において2次募集が実施されたため、学習支援員を配置する経費に充当するものであります。

款19諸収入、項5雑入、目1空知産炭地域総合発展基金助成金収入の1,914万9,000円の減額につきましては、公共投資臨時交付金が見込まれる事業の財源補正による産炭地基金助成金の減額と、本市としての追加経済対策の事業に充当する産炭地基金助成金の増減額を補正するものであります。

同じく目2雑入の15万3,000円の増額につきましては、市営住宅の移転補償費に充当するものであります。

6ページをお願いいたします。歳出であります。款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費、節23償還金利子及び割引料の400万円の増額につきまして

は、国内における景気低迷の影響を受け、民間企業の業績が悪化し、前年度の法人市民税の予定申告納付額が本年度の確定申告によって減額となり、その差額となる還付金を増額するものであります。

8ページをお願いいたします。款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、節22補償補填及び賠償金の15万3,000円の増額につきましては、寿の家茂尻老人クラブを公営住宅に移転し、移転先に入居されていた方を別な公営住宅に転居していただくための移転補償費であります。なお、本経費につきましては現在の寿の家の用地を購入しようとする原因者が負担するため、歳入の雑入として同額を計上するものであります。

10ページをお願いいたします。款4衛生費、項1保健衛生費、目2生活習慣病予防費の235万円の増額につきましては、国の補正予算関連として国内においてがんが死亡原因の1位であること、特に女性特有のがんについては検診受診率が低いことから、本年6月12日に示されたがん検診推進事業実施要綱に基づき、特定の年齢に達した女性に対して子宮頸がん及び乳がん検診等に関する経費を無料化にするための周知や検診委託料等に必要な経費を計上するものであります。なお、本経費に関しましては、国庫補助金が全額充当されることとなります。

同じく目3感染症予防費の78万円の増額につきましては、道内においても豚インフルエンザによる新型インフルエンザの感染者が確認され、今後拡大のおそれもあり、要援護者への安否確認や発症者の搬送などにおける職員への感染並びに市内での蔓延防止策としてマスクや防護服等の感染防止用品を備蓄するための経費を計上するものであります。

12ページをお願いいたします。款5労働費、項1労働諸費、目2緊急雇用創出事業費の224万9,000円の増額につきましては、歳入でもご説明申し上げたように国から道に対する45億円の追加配分が行われ、これをもとに道において2次募集が実施されたことにより知的障害を持つ児童の支援として平岸小学校、住友赤平小学校にそれぞれ1名の学習支援員を配置

する経費を計上するものであり、本経費については道補助金が全額充当されることとなります。

14ページをお願いいたします。款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費、節15工事請負費の住宅補修工事の1,410万2,000円の増額につきましては、住友本町、住吉団地の老朽化によりバルコニーのコンクリートが落下する事故が発生しており、入居者の安全確保を図るため、16棟中12棟の補修工事として増額するものであり、屋上防水補修工事の850万5,000円並びに給排水管取りかえ工事の2,423万4,000円の減額につきましては、工事を一体化し、防水の層を厚くすることなどによりまして、長寿命型改善工事として地域住宅交付金等の対象となるため、地域住宅建設費へ振りかえるものであります。

同じく目2地域住宅建設費、節12役務費の165万9,000円の増額につきましては、今回の工事請負費の補正に伴う給水装置申し込み手数料及び建築確認申請手数料であります。

節13委託料の1,107万5,000円の減額につきましては、茂尻団地の実施設計委託料の入札執行によるものであります。

節15工事請負費について説明欄をごらんいただきたいと思っております。順番は前後いたしますが、最初に公的住宅改善工事の7,574万2,000円の増額につきましては、国の経済危機対策の関連予算である地域活性化・公共投資臨時交付金として1兆3,790億円が5月に国で補正予算化されており、現段階ではその要綱が示されていない状況であります。本市といたしましては今の時期に予算化しなければ、工事に関して養生費等が発生するほか、地域に対する経済対策に影響を及ぼすことから、公共投資臨時交付金の対象となる旧事業を想定しつつ、その額を一時的に予備費から減額し、一般財源を充当するものの、最終的にはこの一般財源の9割以上を交付金として見込み、交付金が決定した段階において財源補正を予定いたしております。交付金の対象となる工事の補正の内訳であります。当初予算で計上されている新町、栄町団地水洗化工事につきましては事業精

査により一部を減額し、宮下東団地、春日団地長寿命型改善工事につきましては先ほど申し上げたように住宅管理費から振りかえ、新規事業としては東大町団地、日の出団地、緑ヶ丘団地水洗化工事、公営住宅、改良住宅の住宅用火災警報器設置工事、日の出団地いす型階段昇降機設置工事を追加するものであります。

以上、地域活性化・公共投資臨時交付金が見込まれる対象事業の総額は、工事費のほか事務費を含め、1億1,408万4,000円となり、その財源内訳といたしましては地域住宅交付金が5,009万円、残る一般財源の6,399万4,000円のうち先ほど申し上げましたように9割以上が今後公共投資臨時交付金として見込まれるものであります。また、本市といたしまして、公共投資臨時交付金によって産炭地域総合発展基金の大幅な減額が見込まれるため、旧基金である基盤整備事業として定められた時限の中で有効に活用すると同時に、独自の経済対策を講じるため、平成22年度以降に計画されていた青葉第6団地、豊栄団地、新春日団地の除却工事を前倒しして実施するもので、公営住宅新築工事として1,200万円、公的住宅除却工事として3,960万円の予算を計上するほか、節22補償補填及び賠償金として市営住宅等移転補償金を計上するものであります。

16ページをお願いいたします。款13職員給与費、項1職員給与費、目1職員給与費の18万7,000円の減額につきましては、本議会における条例制定による市長及び副市長の給与の減額分であります。

18ページをお願いいたします。款14予備費、項1予備費、目1予備費の6,948万7,000円の減額につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金が決定する間の形式的な措置を含めた歳出に対する歳入不足額を計上するものであります。

以上、議案第250号についてご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。植村真美さん。

○8番(植村真美君) 1つご質問させていただきたいのですが、衛生費のところの11ページのところで、節区分の11の需用費の78万円のところで、先ほど豚インフルエンザの件でというお話があったのですが、現時点での当市の豚インフルエンザの感染状況と、そしてマスク等を準備されるということだったのですけれども、その準備する詳細を教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(獅畑輝明君) 齊藤介護健康推進課長。

○介護健康推進課長(齊藤幸英君) 今のご質問でございますが、現時点で当市における新型インフルエンザ、いわゆる豚インフルエンザ由来ウイルスですが、それに対する感染者の報告はございません。ただ、滝川保健所管内では砂川管内でお一人の患者さんが発生しているというような状況でございますので、地域的にも非常に近い地域でございますので、この時期、国は当初夏場には終息するのではないかなという見方をしておりましたが、実際にはどんどん患者もふえているというような状況でございますので、油断はできないような状況ではないかなと思っております。

あと、防護関係なのですが、現時点では消防のほうで一括何着かの装備はそろえておりますが、市全体としてはまだ不足をしているということがございますので、これからの秋以降蔓延する可能性が非常に高いということもございますので、それには間に合うような形にして、準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長(獅畑輝明君) 植村真美さん。

○8番(植村真美君) 今マスクのこととか間に合わない状況と言われたのですが、実際はやってきて、マスクとかをどういふような形で配布するのかなというふうに思っています。

○議長(獅畑輝明君) 齊藤介護健康推進課長。

○介護健康推進課長(齊藤幸英君) マスクの配付ということは、市民対象に配布をするということではなくて、感染を疑われる方、あるいは感染されて

いる患者さんのところで例えば市の職員が消防であれば救急搬送するだとか、そういった関係に使用する職員用の防護関係のものでございます。

以上です。

○議長(獅畑輝明君) 五十嵐美知さん。

○1番(五十嵐美知君) 10ページの款4の衛生費、項1の保健衛生費、目2の生活習慣病予防費、これは女性特有のがん対策ということですが、これは私も質問してきましたけれども、特定年齢、子宮がん、乳がんの人数、年齢ごとの、5歳刻みだと思っておりますけれども、これの人数と、あわせて検診実施機関がどのぐらいあるのかも含めて伺いたいと思います。

○議長(獅畑輝明君) 齊藤介護健康推進課長。

○介護健康推進課長(齊藤幸英君) まず、がん検診の対象者についてのお尋ねでございますが、今回検診の対象になる方は今議員がおっしゃったとおり5歳刻みということになっております。昨年、平成20年4月2日から21年4月1日までの間に20歳から40歳になった方のうち5歳区切りでございますので、20歳の方が62名、25歳で51名、30歳で53名、35歳で52名、40歳で63名、合計281名の方が子宮がん検診の対象となります。また、乳がん検診につきましても同様でございますが、40歳から60歳までの区切りということになります。40歳の方で63名、45歳で83名、50歳で72名、55歳で106名、60歳で144名の合計468名ということになっております。この事業の趣旨を生かした中でがん検診の重要性をご理解いただきながら、これを機会に多くの方々が受診され、受診率の向上によるがんの早期発見、早期治療に結びつくものと期待をしているところでございます。

また、検診の実施機関についてでございますが、赤平市内においては産婦人科医がいない、もしくは乳がん検診用の機器であるマンモグラフィーが装備されていないということもございまして、市内においては実施できる医療機関はございませんが、中空知5市5町の検診希望者の受け入れ態勢を整えるため、現在滝川保健所におきまして、検診を実施でき

る医療機関との間で調整を進めているところでもございます。子宮がん検診につきましては、滝川、砂川の両市立病院、さらに民間のクリニックが2カ所ということになっております。また、乳がん検診につきましては、滝川、砂川の両市立病院及び民間クリニック1カ所におきまして受け入れをお願いするとともに、検診料の統一等も現在調整を図っているところがございます。また、札幌でございます北海道対がん協会でございますが、こちらにおきましては集団検診を私も赤平市でも実施しているところがございますが、いろいろほかの市町村との兼ね合い等もございまして、日程の追加は不可能ということ、集団検診による日程の追加は不可能ということでございますが、個別の検診を実施しておりますことから受診希望者の方の送迎を実施いたしまして、バスツアー検診により今年度もそういった検診を実施したいと、そのように考えております。それによって、受診率の向上につなげてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） 五十嵐美知さん。

○1番（五十嵐美知君） ただいまわかりやすい答弁いただいたのですが、受診率向上のために国は今回特定の女性のがんに対して今年齢に無料ということで取り組んでいますけれども、それによって受診の向上を上げることが先決なのですが、そこでどのような手法をとって周知徹底されるのか、その辺考えていればちょっとお聞かせください。

○議長（獅畑輝明君） 斉藤介護健康推進課長。

○介護健康推進課長（斉藤幸英君） 周知方法でございますが、まず該当される方に個別による通知を実施させていただいているところがございます。間もなく受診票その他一式をお手元に届くように発送する予定であります。また、広報だとか、あるいはホームページ等も活用しながら、せっかくだいいい制度でございますので、大いに受診機会をふやすということでPRをさせていただきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（獅畑輝明君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第250号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第250号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第250号について採決をいたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

○議長（獅畑輝明君） 日程第8 報告第33号専決処分の報告についてを議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。町田総務課長。

○総務課長（町田秀一君） 〔登壇〕 報告第33号専決処分の報告につきましてご説明申し上げます。

指定されております専決処分手項のうち第2項の「市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関する事」に基づき、市営住宅の滞納家賃の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして、専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものでございます。

次のページの専決処分書でご説明申し上げます。

件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃27万4,800円を滞納していることから、平成21年6月に滝川簡易裁判所に対し、支払い督促の申し立てを行いましたところ、相手方から毎月2万円の分割納付を趣旨とした異議の申し立てがありましたが、口頭弁論に出頭しましたところ、平成21年8月から2万5,000円ずつ毎月5日に限り指定の口座に振り込み、または持参する方法で支払うことで和解するもので、平成21年7月10日に専決処分したものでございます。

以上、報告第33号についてご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（獅畑輝明君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（獅畑輝明君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第33号については、報告済みといたします。

○議長（獅畑輝明君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、平成21年赤平市議会第2回臨時会を閉会いたします。

（午後 3時38分 閉 会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成21年 7月29日

議 長
獅 畑 輝 明

署 名 議 員 (7 番)
太 田 常 美

署 名 議 員 (8 番)
植 村 真 美